⑶　公用公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

⑷　推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

⑸　農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

（別添）

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

１　算定式

［平成37年の農用地区域内の農地面積の目標値］

＝［これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積］

＋［平成37年までの農用地区域への編入促進］

＋［平成37年までの荒廃農地の発生抑制］

＋［平成37年までの荒廃農地の再生］

＋［平成37年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由］

２　設定基準

⑴　平成37年の農用地区域内の農地面積のすう勢　　○○千ha（①－②）

①　平成26年（基準年）の農用地区域内の農地面積	○○千ha
②　これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積	○○千ha
ア　農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成23年から26年までのすう勢）	
イ　これまでのすう勢（平成22年から26年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地	

⑵　農用地区域への編入促進　　○○千ha

①　農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第３項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
②　農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

⑶　荒廃農地の発生抑制　　○○千ha

農用地区域内農地の荒廃農地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年までの荒廃農地の発生を抑制
ア　農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
イ　多面的機能支払交付金による地域活動の推進
ウ　農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
エ　その他の農業振興施策

⑷　荒廃農地の再生　　○○千ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地について、以下の施策により再生
ア　農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
イ　荒廃農地の再生利用のための対策の推進
ウ　その他の関連施策

⑸　その他各都道府県において独自に考慮すべき事由　　○○千ha

①　都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の抑制等
②　定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
③　都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

公　告

認　事　廻

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０５３３号

東京都練馬区向山１丁目18－６－203

債務者　石戸　重広

１　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで

５　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３５号

東京都江戸川区東小岩６丁目36－３

債務者　大塚　利幸

１　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで

５　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部